

京情審答申第135号
平成30年10月16日

京都府知事
西脇隆俊様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について
(答申)

平成29年10月6日付け9文教第889号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした部分のうち別表に記載の「公開とすることが妥当である部分」欄に掲げる情報を公開すべきである。その余の判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成29年3月24日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「A事務所備付書類 平成27年度」を内容とする公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- 2 平成29年4月3日、実施機関は、本件請求に対し、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上で、同年5月22日、対象公文書として、宗教法人Aの事務所備付書類（平成27年度）（以下「本件公文書」という。）を特定するとともに、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成29年7月21日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 平成29年10月6日、実施機関は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 次のとおり、条例第6条第2号に該当しない部分が非公開とされており、妥当でない。
 - (1) 「事務所備付け書類の写しの提出について」（以下「鑑文」という。）
 - ア 文書提出の年月日
 - イ 会計期間
 - ウ 提出の有無

- (2) 役員名簿
 - ア 代表役員の生年月日
 - イ 責任役員の有無及び人数
- (3) その他役員の名簿
 - 役員の有無
- (4) 財産目録
 - ア 財産目録の作成年月日
 - イ 記載項目
- (5) 決算書
 - 決算書期間
- (6) 資金収支決算書
 - ア 決算期間
 - イ 資金収支項目
 - ウ 記載事実
- (7) 境内建物に関する書類
 - 建物の有無・該当文書の提出有無
- (8) 事業に関する書類
 - 該当文書の提出有無

2 「開示による信教の自由が害される」との理由による部分公開について
本件処分理由として「信教の自由が害されるおそれがある」とする非公開は、条例第4条に違背している。

京都府が、信教の自由が害される文書の提出を、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第25条第4項により義務付けることは考えられず、そのことから本件処分は不法である。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分内容及び理由

(1) 宗教法人の事務所備付け書類について

法第25条第4項により、宗教法人は同条第2項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならないとされているが、その目的は、当該宗教法人が法の目的に沿った宗教活動を行っていることを所轄庁が継続的に確認するためであり、本件公文書はこれらの書類の写しの一部である。

また、同条第3項には、宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、閲覧させなければならない旨規定されており、本件公文書は、一般的には公にされていない書類である。

さらに、同条第5項には、実施機関は提出のあった事務所備付け書類の写しの取扱いについて、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重

し、信教の自由を妨げることのないように特に留意しなければならない旨規定されている。

(2) 国の基準の一律的な適用について

法第5条第1項において、宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする旨規定されており、法に基づき都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。

法に基づく規則の認証及び変更認証、合併の認証、任意解散の認証に関する決定、公益事業以外の事業の停止命令又は認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、所轄庁が都道府県知事であったとしても、国の機関である宗教法人審議会の答申を要件としていることから、法の事務については、明らかに通常の法定受託事務よりも文部科学大臣が大きく関与する仕組みとなっている。

したがって、都道府県が法による事務処理を行うに当たっては、平成16年2月19日付け15庁文第340号文化庁次長通知（以下「文化庁通知」という。）に基づき、国を含め全国一律に処理されるべきものであり、文化庁通知では、情報公開条例等に基づく開示請求があった場合、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすることとされている。

このことについて、広島高等裁判所松江支部平成18年（行コ）第1号平成18年10月11日判決では、宗教法人から提出された書類の管理、特に、その開示については、全国一律の基準に基づいて処理されるのが合理的であり妥当性を有するという判断が示されており、文化庁通知は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項第1号に規定する「実施機関が従わなければならない各大臣の指示その他これに類する行為」に該当すると判示されている。

したがって、原則不開示とした文化庁通知は、条例第6条第2号に定める「法令、条例又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示」に該当するものといえ、登記事項等の公知の事項を除き原則非公開としたものである。

(3) 法第25条第3項について

仮に、上記(2)の主張が認められない場合であっても、宗教法人が提出した書類については、法第25条第3項により、閲覧請求権者が限定されている趣旨から、同項の規定をもって条例第6条第2号の根拠とすることができる。

また、鑑文において非公開とした部分については、法人等の内部管理情報であり、当該法人等の意思によらないで公開されると、その正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第3同号に該当し非公開とすべきである。

2 審査請求の理由について

(1) 審査請求人は、条例第6条第2号に該当しない部分が非公開とされ

- ていると主張しているが、登記事項及び法人が自ら発信している公知の事項以外全てを非公開とするものであり、当該主張には理由がない。
- (2) 審査請求人は「開示による信教の自由が害される」との理由により部分公開とされていると主張するが、同理由により非公開とした部分はなく、当該主張には理由がない。

第6 審査会の判断理由

1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

(1) 鑑文以外について

審査請求人は、本件処分について、条例第6条第2号に該当しない部分が非公開とされている旨を主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

条例第6条第2号は、法令、条例又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示に基づき公にすることができないとされている情報（以下「法令秘情報」という。）が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

法令秘情報とは、法令等の個別規定に基づき明文で非公開と定められている場合のほか、当該法令等の趣旨、目的等に従って適正に解釈すると公開できない場合を含むと解されている。

法第25条第3項は、同条第4項の規定により宗教法人から提出された書類について、「宗教法人は、信者その他の利害関係人であって前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならない。」と規定している。同条第3項の趣旨は、基本的には宗教法人として適正な管理運営を行い、その結果を書類として整え、事務所へ備え付け、一定の信者その他の利害関係人に閲覧請求権を認めることにより、これらの者の一層の利便を図るとともに、宗教法人の民主性・透明性を高めることにあると考えられる。また、同条第5項は、「所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。」と規定している。

また、文化庁通知第2の2は「情報公開条例等に基づき法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては、当該書類が宗教法人の内部情報であり、法第25条第3項に規定する閲覧請求者が、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的をもたない信者その他の利害関係人に限定されている趣旨及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事実を除き、原則として不開示の取扱いとすること。」としている。

ところで、「法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の

指示」(条例第6条第2号)とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国からの関与であって、当該指示が法律又は法律に基づく政令に根拠を有するもので、公にしてはならない情報を個別・具体的に明らかにしているものをいい、「指示」とは、府の事務の処理に関し、国の行政機関からの地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への規定による「指示」又は同条第3号の規定による「一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為」として、公開してはならない旨の書面による「指示又はこれに類する行為」がある場合をいう。

そうすると、文化庁通知については、個別・具体的なものとはいえ、条例第6条第2号の「指示」には該当しないことから、同号により公文書を非公開とする根拠とは認められないが、法第25条第3項及び第4項の趣旨を示したものとしては考慮すべきものといえる。

なお、文化庁通知が鳥取県情報公開条例第9条第2項第1号に規定する「実施機関が従わなければならない各大臣の指示その他これに類する行為」に該当し、文化庁通知に違反する開示決定を違法とした判決(広島高等裁判所平成18年(行コ)第1号同年10月11日判決)については、同判決に係る上告受理の申立てが不受理とされており(最高裁判所平成19年2月22日付け決定)、最高裁判所としての判断が明確に示されたものとはいえないものである。

そこで、法第25条第3項及び第4項並びに文化庁通知の趣旨等を考慮すると、何人に対しても等しく公開請求権を認め、請求の理由や利用目的等の個別的事情は問わない公文書公開制度との抵触を避けるため、同条第4項の規定により提出された書類について、宗教法人の内部情報であって、同条第3項の規定により閲覧者が制限されかつ信教の自由が害されるおそれがあると認められる情報については法令秘情報(条例第6条第2号)に該当するものと解することができる。

これを本件についてみると、別表の2から6までの公文書のうち、「公開とすることが妥当である部分」欄に記載の情報(「4 財産目録」の「土地・境内地の数量」を除く。)については、当該宗教法人の内部情報とは直接関係のない一般的な事項であること、また、「4 財産目録」の「土地・境内地の数量」については、登記事項であって公知の事実といえることから、いずれも公開したとしても法の趣旨と抵触するものでなく、条例第6条第2号に該当するとはいえないため、公開することが妥当である。

別表に記載する部分以外については、公開により法の趣旨を害するおそれがあることを考慮すれば、同号に該当する情報といえ、非公開もやむを得ないと考えられるため、実施機関の判断は妥当である。

(2) 鑑文について

鑑文については、法第25条第4項により提出が義務付けられる書類ではないため、条例第6条第2号に該当することを理由とする非公開は認められない。そこで、同条第3号の該当性を検討する。

同号は、法人その他の団体又は事業を営む個人(以下「法人等」という。)には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、

その事業活動上の利益も十分尊重され、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

法人の代表者の印影については、法人等の内部管理情報であり、当該法人等の意思によらないで公開されると、その正当な利益を害するおそれがあることから、同号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

しかし、その他の部分については、所轄庁の受付事務に係る情報であり、本件法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認めらず、他の非公開事由にも該当しないものといえるため、これらの情報を非公開とした実施機関の判断は妥当でない。

2 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月 6日	諮問書の受理
平成29年12月25日	第1回審査会
平成30年 1月31日	第2回審査会
平成30年 3月29日	第3回審査会
平成30年 4月20日	第4回審査会
平成30年 5月22日	第5回審査会
平成30年 7月20日	第6回審査会
平成30年 8月23日	第7回審査会
平成30年 9月25日	第8回審査会
平成30年10月16日	答 申

別表

公文書名	公開とすることが妥当である部分
1 鑑文	法人の整理番号、受付印、年度、電算入力の有無、記載年月日、会計期間及び「提出の有無」欄
2 役員名簿	「責任役員」の項目中空欄の部分
3 その他の役員名簿	「資格」欄及び空欄の部分
4 財産目録	基準年月日、「区分・種別」欄及び「数量」欄中「土地・境内地」の数量
5 決算書	会計期間
6 収支計算書	会計期間、科目名（「収入の部」・「支出の部」・「科目」・「予算」・「決算」・「差異」）、「収入の部」の科目欄中大科目（1行目、7行目、9行目、11行目、13行目、15行目及び16行目）、「支出の部」の科目欄中大科目（1行目、3行目、14行目、27行目及び28行目）